論　文

女性と年金

堀　勝洋

I　問題の所在

従来，我が国は1961年から国民皆年金体制になったとされてきたが，被用者の被扶養配偶者（通常は妻）はいずれの公的年金（以下，単に「年金」ということがある。）制度にも加入する義務はなく，国民年金に任意に加入することができるだけであった。このため，任意加入しなかった者は，自分自身の年金を受けることができず，老後は被用者であった者（通常は夫）の年金に頼るしかなかった。また，任意加入しなかった者が障害者になったり中高年で離婚したりすると，無年金になるという問題が指摘されていた。これらの問題を解決し，女性の年金権を確立することを目的として，1985年の改正法でいわゆる第3号被保険者[1]の制度が導入された。すなわち，被用者の被扶養配偶者は第3号被保険者として国民年金に強制加入し，老後には自分名義の老齢基礎年金を受け，障害者になった場合は障害基礎年金を受けることができるようになった。しかし，皮肉なことに，この第3号被保険者の制度は次のような新たな問題を生じさせたと指摘されている。

第1に，専業主婦[2]などの第3号被保険者は保険料を納めることなくして基礎年金を受けることができるが，これは保険料を納めている単身や共働きの女性と比べて不公平である。第2に，被用者の妻の年収が130万円以上になると，第3号被保険者から第1号被保険者となって国民年金の保険料を納める義務が生じ，130万円未満の場合と比べて手取り所得がかえって減るといういわゆる「逆転現象」が生ずる。このため，パートタイムで働く者は，国民年金の保険料が課されないように就労時間を制限する。また，このような仕組みの下では，パートタイム賃金の引上げへのインセンティブを欠く。

かつて，女性の無年金の問題は，男女間格差の是正という観点からその解消を図るべきことが，女性はもちろん男性からも主張された。しかし，この第3号被保険者の問題は，特に上記の第1の点について，専業主婦と働いている女性，あるいは片働き世帯と共働き世帯の間の格差の問題として，女性特にキャリアウーマンからその解消が強く主張されている。しかし，この主張が果たして妥当なものか，また現行制度に代わる妥当かつ現実的な代替案があるのか，疑問なしとしない。

女性の年金にかかわる第2の問題は，上記の問題とは逆に，専業主婦は，1階部分の基礎年金は受けることができるが，2階部分の厚生年金及び共済年金[3]を受けることができないという問題である。したがって，専業主婦が中高年で離婚すると，老齢基礎年金だけで老後を過ごさざるを得なくなる。このため，2階部分の厚生年金を夫婦で分割すべきであるという提案がなされている（所得分割案または年金分割案）。しかし，この案には，①民法上賃金等について夫婦間の共有が認められておらず（夫婦別産制，民法762条1項），また税法上いわゆる2分2乗方式（夫と妻の賃金を合算した額の2分の1に税率を乗じて得られた額の2倍を夫婦の納めるべき税額とする方式）が採用されていない我が国において，年金だけ夫婦で分割するという制度が果たして認められるか，②現行制度

からの移行がスムーズにできるのか，③女性の就労率が高まれば問題は自然と解決するのではないか，④一般的に夫の年金額が下がるため男性の同意が得られるか，⑤法律上の婚姻に対する男性の志向を減じさせるのではないか，などという問題がある。ただし，この年金分割案は，次に述べる遺族年金の問題を解決するものとしても提案されており，現在法制審議会で検討されている離婚の際の財産分与（婚姻期間中取得した財産について夫婦2分の1ずつ）についての民法改正などを考慮しつつ，今後中長期的な課題として検討する必要がある。

第3に，女性が受けることが多い遺族年金について，次のような問題点が指摘されていた。老齢厚生年金の受給権者である夫が死亡した場合，残された妻は自分の老齢基礎年金を受けるほか，夫の老齢厚生年金額の4分の3に相当する額の遺族厚生年金か自分の老齢厚生年金のいずれを受けるか選択しなければならない。ところが，妻の老齢厚生年金額は，女性は子の出産，育児等により働くのを中断することが多いため厚生年金の加入期間が短く，また女性の賃金は男性と比べて低いことが多いため，夫の老齢厚生年金額と比べてかなり低くなっている。このため，一般的にいうと遺族たる妻は自分の老齢厚生年金よりも夫の保険料拠出に基づく遺族厚生年金を選択することになるが，このことは妻にとってみれば自分が納めた保険料が掛け捨て同然になっていると指摘されていた。

この問題に対し，1994年の改正法は，妻自身の老齢厚生年金額の2分の1と夫の老齢厚生年金額の2分の1に相当する額の遺族厚生年金の両方を受けることができるとする選択肢を新たに加えて，上記の批判に応えようとした。しかし，この改正は，パートタイム労働者にとってほとんど利益がないなどという批判がなされている（丸山［14］291頁）。

次に，従来，年金制度には男女間に逆格差ともいうべきものがあった。厚生年金の保険料率は，女性の保険料は老齢年金の受給に結び付かないなどの理由により男性と比べて低かったのであるが，国民皆年金体制の下ではその理由がなくなったということで，1980年の改正法により徐々に引き上げられ，現在では男性と同じになっている。また，老齢年金の支給開始年齢は従来男性60歳女性55歳であったが，1985年の改正法により，女性の支給開始年齢は徐々に60歳に引き上げられることになった。その後1994年の改正法により，男女とも満額年金の支給開始年齢が徐々に65歳に引き上げられることになったが，男性と比べて女性の支給開始年齢引上げの開始時期が5年遅れでなされるため，当分の間この男女間格差は残る。

以上のように，我が国の公的年金制度における男女間の格差は解消される方向にあるが，今まであまり指摘されていない大きな格差が残されている。それは遺族年金についてであり，例えば遺族基礎年金は妻と子にしか支給されず，夫には支給されない。また，遺族厚生年金についても，妻の受給には年齢制限がないのに対し，夫については55歳以上のときに妻が死亡した場合にしか支給されず，しかも夫が60歳になるまでは支給されない。これは，夫は外で働き妻は専業主婦であるという形態が一般的であった時代において，生計維持者である夫が死亡した場合に残された妻などの被扶養者の生活を保障するものとして遺族年金が設けられたためである。

西ドイツでは，このような遺族年金に係る男女間の格差は憲法の平等条項に違反するとして1975年連邦憲法裁判所により違憲の判決を受け(Poske［17］)，1985年の改正法により是正の措置が講じられた（宍戸［8］118-120頁，129-130頁)。我が国においても女性の就労が更に進み，女性自身が厚生年金を受けることが多くなれば，上記のような遺族年金に係る男女間の逆格差の解消が課題となろう。あるいは，自分の生活は自らの就労や年金による収入で賄うことができるということで，遺族年金自体の存在意義が問われるようになることもあり得るであろう。現に，スウェーデンでは，寡婦年金が徐々に廃止され，配偶者死亡後一定期間に限り，かつ，男女双方に支給される遺族年金に取って代わられた(Hedin［16］40-41頁)。

最後に，男女間で実際に受け取る年金額に大きな差があるという問題がある。例えば，1995年3月末現在において，厚生年金の加入期間が20年以上の退職者の新規裁定の平均老齢年金月額（厚生年金基金代行支給分及び基礎年金分を含む。）は，男性が21.0万円，女性が12.4万円である。この差は，年金制度というよりは，男女の就労条件の違い等によって生じていると考えられる。すなわち，加入期間比例の年金額算定方式を採っている我が国の年金制度において，女性は結婚，出産，育児，介護等により就労を中断し，厚生年金から脱退することが多いことが，女性の年金額を低くしている原因のひとつである。また，2階部分の厚生年金額は従前の標準報酬月額に応じて算定されるが，女性は一般的にはその額が低いため，年金額も低くなっていると考えられる（1995年3月末現在の厚生年金の被保険者の平均標準報酬月額は，男性が35.1万円，女性が20.8万円である（社会保険庁『事業年報　平成6年度』1996年）。）。

したがって，今後男女が等しく家族的責任を負っていくとともに，女性の賃金を男性と同等にしていくことが，男女間の年金額の格差解消の鍵となろう。1994年の改正法により育児休業期間中保険料は免除されるが年金額には反映されることとされたが，今後介護休業取得中の被保険者についても同じような措置が講じられれば，女性の年金額の改善につながろう。なお，従前の標準報酬月額の高低にかかわらず同じ額の年金を支給する基礎年金制度と，家族的責任を果たすため就労しない被扶養配偶者にも基礎年金を支給する第3号被保険者の制度は，男性と女性の年金額の差を縮小する機能をもっていることに留意する必要がある。

本稿では上記の女性と年金にかかわるすべての問題を論ずる予定であったが，第1の第3号被保険者制度の問題の検討だけで与えられた紙数をはるかに超えた。残りの問題については別の機会に論ずることとしたい。

II　第3号被保険者制度の在り方

第3号被保険者の制度には，上述したように，①専業主婦（世帯）を優遇している，②女性の就労抑制の効果をもつという問題があるという批判がなされている[4]。そこで，以下ではこの問題について論じるとともに，適当な代替案があるか検討したい。

1　国民年金における専業主婦（世帯）の取扱いの妥当性

第3号被保険者制度に対する最大の批判は，専業主婦は保険料を納めずに基礎年金を受給することができる点にある。すなわち，共働きや単身の女性が自ら保険料を納めなければ年金を受給できないのと比べて，専業主婦を優遇しているというわけである。しかし，制度的にみると，専業主婦は確かに自らは保険料を納めないが，世帯としては必ずしも保険料を納めていないというわけではない。なぜならば，夫が納めた厚生年金の保険料の中から専業主婦である妻の分を含めて国民年金の基礎年金勘定に一定額が拠出されているからである。

これに対して，専業主婦分の国民年金への拠出は厚生年金の保険料をプールした中からなされるのであって，夫の保険料に専業主婦である妻の分が特別に加算されているというわけではなく，妻がいてもいなくても夫の保険料額は同じであり，したがってやはり専業主婦である妻の分の保険料は納められていないという反論がなされている。

ところで，私的保険では，個々の被保険者ごとに納めた保険料総額（以下「納付保険料総額」という。）と受け取る年金総額（以下「受給年金総額」という。）との間に保険数理的な均等関係[5]（給付反対給付均等の原則）が必要であり[6]，したがって年金を受け取るのが1人である場合と2人である場合とでは，当然保険料額が異ならなければならない。

しかし，社会保険としての公的年金においては，この給付反対給付均等の原則を守ることは必ずしも必要とされず（注6）参照），制度的にもそのようになっていない。公的年金においては，個々の被保険者が納めた保険料の総額に応じて個々人の年金額または受給年金総額が決められるというわ

けではなく，年金額は保険料納付期間や標準報酬月額（これは保険料額の代理指標である。）に比例するという緩やかな関係が保たれているにすぎない。

むしろ，社会的に妥当であれば，給付反対給付均等の原則に反することさえ制度化される。例えば，女性は一般的に男性よりも長生きであり，老齢年金を男性よりも長く受給するため，給付反対給付均等の原則に忠実であるとすれば，女性の保険料率を男性よりも高くするか，その支給開始年齢を男性よりも引き上げるか，または年金額の算定方式中のいわゆる給付乗率（現在，生年月日に応じて1000分の10～1000分の7.5）を男性より低くしなければならない[7]。しかし，そうしていないのは，男女の保険料率，支給開始年齢及び年金額算定方式を同じにすべきだという考えが，給付反対給付均等の原則を守ることよりも社会的に重視されているからである。

もうひとつ例を挙げれば，厚生年金では，標準報酬月額に比例した額の保険料を納める一方，従前の標準報酬月額と無関係な額の年金（基礎年金）と従前の標準報酬月額に比例した額の年金（厚生年金）の両方を受けるため，従前の標準報酬月額が低かった者の方がいわゆる代替率（従前の標準報酬月額に対する年金月額の比率）が高い。すなわち，厚生年金においては従前の標準報酬月額の高かった者から低かった者に所得再分配がなされており，この仕組みも給付反対給付均等の原則に反しているのである。

以上のことから分かるとおり，社会保険においては保険料を少ししか納めなかった者や保険料を全く納めなかった者に対しても，それが社会的に妥当であると認められれば，完全な保険給付を行うよう制度を構築することが可能なのである。国民健康保険の保険料軽減の制度が前者の例であり，被用者医療保険の被扶養者に対する給付の制度が後者の例である。公的年金においても，前述したように，厚生年金の被保険者は育児休業期間中保険料が免除されるが，その期間分についても年金額の算定上保険料を納めたものとされる。20歳未満で国民年金の保険料を納めていないときに障害者になった者に対しても，障害基礎年金が支給される。

以上のことから，専業主婦が保険料を納めないのに基礎年金を受けることができるというそのことだけでは，第3号被保険者の制度を非難することができないことが明らかである。問題は，それが社会的にみて妥当であるか否かということである。第3号被保険者制度を擁護する理由はいろいろあるが[8]，この制度を正当化する最大の根拠は，社会保険における「拠出は能力に応じ，給付はニーズに応じ」という基本原理に求めることができる。すなわち，専業主婦は保険料の負担能力がないのだから自らはそれを納めることを要しないとし，扶養する夫の賃金から専業主婦である妻の分を含めて保険料を徴収し，老後のニーズに応じて夫婦2人に同じ額の老齢基礎年金を支給するというのは，社会的にみて妥当な措置であるというわけである。しかも，社会保険は応能負担であるのが望ましいから，夫に妻がいようがいまいが同じ標準報酬月額であれば同じ額の保険料を夫に課すこととしても[9]，それはまた社会的に妥当であるということになる。この論理をまさに制度化しているのが，被用者医療保険の被扶養者に対する給付の制度である。

以上のような考えに対し，幾つかの反論がなされ得る。第1は，収入のない専業主婦だけでなく，パートタイム労働などにより年130万円未満の収入がある者も，保険料を納めずに年金を受けることができるという批判である。確かに，1995年度において年14万400円（月1万1700円×12箇月）以上の収入のある主婦は国民年金の保険料を納めることが可能であるが，就労に伴う諸経費などのことを考えると（所得税の給与所得控除（最低65万円）のことを考えよ。），その額をわずかしか超えない者に保険料を課すとするのは妥当ではない。それでは，幾らの年収がある者に保険料を課すとするかが問題となるが，それは政策の問題であり，結局は国民が妥当であると考える水準ということになる。つまるところ，この点に関する批判は，第3号被保険者制度自体ではなく，現在の保険料賦課基準である年収130万円という水準

の妥当性にあるということができよう。この問題については，第3号被保険者制度の改革案の検討の際に再論したい。

第2に，「帰属所得」という考えによる反論がなされている。帰属所得とは，要するに，専業主婦は自由な時間をレジャーや家事などに充てて生活水準を高めることができるため，それを所得ととらえることができるとする考えである。そして，片働き世帯は専業主婦の帰属所得分所得が高いのに，それに対し年金保険料が課されていないことを問題視している（八田・木村［11］214頁以下[10]）。しかし，帰属所得というのはあくまでも理論上の所得であり，現実に現金収入があるわけではなく，それに対し保険料を課すというのは極めて非現実的である。それは，世界的にみても，このような専業主婦の帰属所得に対して保険料や税が課されていないことからみても明らかである。例えば，失業者や退職者には自由時間による帰属所得があるとして，(失業給付や年金による収入に対して課すのは別として)，この帰属所得に保険料や税を課すのは著しく妥当性を欠く。また，親によって養育されている子や子によって介護されている親には帰属所得が生じているとして，それに税等を課すことも同じく妥当性を欠く。

第3に，20歳以上の昼間部の学生は所得がないのに第1号被保険者として保険料を納めなければならないのと比較して，専業主婦は優遇されているという批判がある。従来これらの学生は国民年金について適用除外・任意加入であったのであるが，1989年の改正法により，①障害年金について無年金になるのを防ぐ，及び②老齢基礎年金額が低くなるのを防ぐの，ふたつを目的として，強制加入に改めたものであるが，筆者はこの改正は負担能力のない者に保険料を課す問題の多い改正であったと考えている（坂口［7］25頁も同旨）。したがって，このような問題のある立法の例を引いて第3号被保険者の制度を批判しても，何の反論にもならない。また，この批判は学生の保険料納付を合理的と考える場合にのみ有効となるが，批判論者は本当にこの制度を合理的と考えているのであろうか。筆者は，上記の①の問題に対しては，障害基礎年金の支給だけを目的とした保険料（月額数百円で足りる。）納付の仕組みを設けることで対応できたと考えており，今後この方向での再改正が望まれる。②の問題については，専門的になりすぎるため詳述はできないが，60歳から支給される特別支給の老齢厚生年金の定額部分と65歳から支給される老齢厚生年金の経過的加算額の算定方式中の被保険者期間の35年（1994年の改正法で37年に延長）という上限を撤廃することなどにより解決できる。

第4に，自営業者など第1号被保険者の妻は収入がなくても保険料を納めなければならないのと比較して，被用者の妻は優遇されているという批判がなされている。しかし，我が国の公的年金において，被用者と自営業者等とで保険料賦課の原則は全く異なるので，この両者を比較して論ずるのは妥当ではない（坂口［7］24頁も同旨）。自営業者等の所得把握は困難であり，かつ，自営業等において夫婦がどのような働き方をしているのか（ひいてはどのような収入の分配をしているか）必ずしも明らかでないため，定額の保険料を夫婦それぞれに課していると考えられる。これは応益負担であり，厚生年金の応能負担と全く異なる原則に基づいているのである。

第5に，社会保障においては従前のような世帯単位ではなく個人単位にすべきであるという観点から，専業主婦も夫の保険料に依存するのではなく，自ら保険料を納めるべきであるという意見がある。確かに，社会保障制度審議会の1995年7月の勧告「社会保障体制の再構築――安心して暮らせる21世紀の社会を目指して――」（これは総理府社会保障制度審議会事務局監修『安心して暮らせる21世紀の社会を目指して』，法研，1995年に収められている。）も，社会保障については世帯単位中心から個人単位に切り替えることが望ましいと述べてはいるが，それは「できるものについては」という限定付きであることに注意する必要がある。筆者は，社会保障の受給権は個人ごとに与えられるべきであるが，その給付水準や保険料納付については世帯単位で決めるのが望ましい場合があると考えている。社会保障の他の制度，例え

ば生活保護では世帯単位で保護基準が決められ，被用者医療保険では負担能力のない扶養家族を含めて世帯単位で応能負担の保険料が課せられている。同様に，厚生年金の保険料について，配偶者に負担能力がない場合，夫婦単位で応能負担の保険料を課すという第3号被保険者の制度は，むしろ望ましいとさえいえる[11]。

第6に，同じ額の保険料を納めたのに，世帯の形態等によって年金の数が異なるのはおかしいという批判がある。すなわち，単身者は片働き世帯の夫と同じ額の厚生年金の保険料を納めたとしても，後者は夫婦2人分の老齢基礎年金が支給されるのに対し，前者は1人分しか支給されないというわけである。しかし，これは給付反対給付均等の原則にとらわれた議論であり，前述した給付についてのニーズ原則（「給付はニーズに応じ」）からすれば，1人につき1つの老齢基礎年金を支給するというのは，当然だということになる。

これに対し，2階部分の厚生年金は保険料を納めた者にしか支給されないではないかという反論がなされ得るが，これは1階部分の基礎年金とはよって立つ原則が異なるためである。すなわち，1階部分の年金はニーズ原則に基づいている[12]が，2階部分の年金は貢献原則に基づいているのである。1階部分も2階部分と同じく貢献原則に基づくようにすべきだとの政策判断もあり得るが，筆者は，年金の基礎的部分はニーズ原則，それを超える部分は貢献原則によるという現在の制度は，極めて巧みな仕組みであると考えている。

なお，単身者や共働き世帯の保険料で専業主婦の年金の費用が賄われているという批判がなされている。しかし，厚生年金の保険料が応能負担であるため，世帯単位でみると必ずしもそうとは限らない。片働き世帯の夫の保険料額が，単身者または共働き世帯の保険料額と比べて，妻の基礎年金の保険料分高いということは幾らでもあるからである。また，片働き世帯の夫が夫婦2人分の保険料を納めているというなら，単身者も2人分，共働き世帯は4人分納めていることになるという批判がなされている（城戸［4］91頁）。しかし，これも厚生年金の保険料が応能負担であることを見過ごした議論であり，応益負担の議論と混同している。なお，単身者や子のいない共働き世帯は，次代の年金負担者となる子の扶養という大きな負担を免れていることに留意すべきである。

社会保障における給付や負担についての個人単位化を主張する論者は，夫婦間における扶養関係を解消して，夫婦は独立して生計を立てるのが望ましいとする考えに基礎を置いているように思われる。しかし，我が国の社会の実態はそこまでいっていない。1994年3月末現在女性の第3号被保険者は1212万人もいるのに対し（社会保険庁『事業年報　平成5年度』1995年），フルタイムで雇用されている有配偶の女性はおおよそ730万人程度と推計され[13]，まだ夫によって扶養されている妻の方がかなり多いのである。北欧諸国のように男女の労働力率がほぼ等しくなっているのであれば別であるが，現実の生活実態に基礎を置いて制度を構築せざるを得ない社会保障においては，依然として夫婦間の扶養関係を前提とした仕組みが必要な場合があるのである。

第7に，第3号被保険者の制度があるため，約1200万人分もの保険料を取り損なっており，基礎年金の財政に悪影響を与えているという批判がなされている。しかし，第3号被保険者分についても現在厚生年金から基礎年金勘定に拠出がなされているのであり，厚生年金の財政は別として，基礎年金の財政を悪化させている事実はない。問題は，負担能力のない妻がいる場合に，①現在のように妻の分を含めて夫に応能負担で保険料を納めさせるとするのがよいか，②妻の分として別途定額の保険料を課すのがよいかという厚生年金の保険料に係る政策の問題であって，基礎年金の財政問題とは関係ない。後者の案の定額保険料がない分は，前者の案の応能負担の保険料率を高めれば足りるからである。

第8に，専業主婦のいる世帯はそうでない世帯よりも夫の賃金が高いとするダグラス・有沢の法則に基づいて，第3号被保険者制度は夫の賃金が高い片働き世帯に夫の賃金が低い共働き世帯が補助をすることになり不公正であるとする批判がなされている。しかし，夫の賃金の高い世帯は，夫

の賃金が低い世帯よりも多くの保険料を拠出している一方，定額の基礎年金があるため，その拠出に見合う高い年金給付は必ずしも得られていないということを，この議論は見過ごしている。

また，たとえダグラス・有沢の法則が成立しているとしても，我が国は年功賃金が支配的であるので，夫の賃金の低い共働き世帯は，夫の年齢が高まるにつれて夫の賃金が高い片働き世帯（又は妻の年収が130万円未満の共働き世帯）に変わっていく可能性がある。これが事実だとすると，片働き世帯と共働き世帯の不公正を論ずることにどれだけの意味があるか問われることになろう。

最後に，片働き世帯と単身者世帯・共働き世帯（またはその世帯における女性）との間の年金収益額（受給年金総額－納付保険料総額），年金収益比率（年金収益額÷納付保険料総額）等を比較して，前者の方が後者と比べて有利であるとして，第3号被保険者制度を批判する立場がある。この立場は，意識しているかどうかは別として，前述した「拠出は能力に応じ，給付はニーズに応じ」という社会保険の基本原理を否定し，公的年金においても給付反対給付均等の原則という私的保険の原理が守られるべきであると考えているように思われる。この立場からは，保険料を納めない専業主婦に基礎年金を支給する現行制度は，全く公平ではないということになる。

この立場は年金収益比率が等しいことが公平であると考えているようであるが，公平とはこのような狭い損得勘定に基づくものだけでなく，「拠出は能力に応じ，給付はニーズに応じ」という実質的な公平観もあることを十分に認識する必要がある。また，この立場は，公的年金による所得再分配に消極的であると考えられるが[14]，もともと公的年金がその一部をなす社会保障は，傷病，障害，老齢，失業，生計維持者の死亡等生活困難に陥らせる事故に遭ったときに公的責任で給付を行うため，所得再分配が不可避的に伴う。更に，この立場は，公的年金を，国民の合意を得て政策決定がなされる政治システムに属する社会保障と考えず，等価交換原則・貢献原則が支配する市場経済システムに属するととらえているように思われるが，このようなとらえ方は実態を正しくとらえているようには思われない[15]。

もちろん，公的年金は（社会）保険として，社会的妥当性や実質的公平性の達成を目指す応能負担原則・ニーズ原則を基礎とするだけでなく，個人的公平性を重んずる応益負担原則・貢献原則をも基礎としている。したがって，専業主婦に係る保険料の納付や年金の給付がこのどちらの原則に基づくべきかは政策判断に属することになるが，筆者は，片働き世帯がまだかなりの程度存在する我が国においては，応益負担原則・貢献原則にとらわれずに専業主婦世帯の負担能力に応じて保険料を課し，ニーズ原則に基づいて基礎年金を給付する第3号被保険者の制度は，我が国社会の実態に照らしてまだ存在意義があると考えている。しかし，主婦を含め女性の大多数が就労するようになれば，そのときにはこの制度の見直しが必要となろう。

2　第3号被保険者制度と女性の就労

上記のⅠで述べたように，第3号被保険者制度は女性の就労時間や賃金に対し悪影響を与えていることが指摘されており[16]，この制度を廃止すべきことが主張されている。一般的に，所得制限付きの給付は貧困のわな（poverty trap）や失業のわな（unemployment trap）の問題を生じさせる。すなわち，社会保障給付の受給者の就労収入等が増えて所得制限額以上になると，その給付が受けられなくなって純所得が減るため，受給者の就労意欲を減退させ，貧困状態や失業状態を継続する方が得になるというわなに陥る。第3号被保険者の年収130万円という基準も一種の所得制限であり，被用者の妻はその制限額内に年収を収めようとして，就労時間を調整するというわな（以下「就労抑制のわな」という。）に陥っている可能性がある。

確かに，この指摘は理論的には正しいが，次の点に留意する必要がある。第1に，社会保険の保険料を定額で課すこととすれば，一定額以上の年収がある負担能力のある者にのみ課すとするのはやむを得ないということである。第2に，上記の

就労抑制のわなは，必ずしも第3号被保険者の制度のみによって生じているわけではないことである。第3号被保険者の制度だけを廃止しても，以下で述べる他の制度を改善しなければ，就労抑制のわなの問題は解決できない。

他の制度としては，まず被用者医療保険の被保険者の被扶養者に対する医療給付の制度がある。この制度の下では，被扶養者の年収が第3号被保険者制度と同じく130万円未満であれば，自ら保険料を納めることなく医療給付を受けることができる。年収が130万円以上になれば，国民健康保険に加入して自ら保険料を納めなければならなくなる。

もうひとつの制度としては，企業等による配偶者手当の制度がある。この制度の内容は企業等によってまちまちであるが，一般的には妻の年間の賃金額が所得税の配偶者控除が認められるための基準額である100万円（1995年からは，103万円）を超えれば，夫の賃金額に手当額が加算されなくなるといわれている（樋口［12］77頁）。

なお，妻の年間の賃金額が上記の基準額を超えれば，夫の所得税について配偶者控除（35万円，1995年から38万円）が認められなくなるため，かつて税制に就労抑制のわなの問題があることが指摘されていた[17]。しかし，1989年の税制改正により配偶者特別控除の制度ができて，控除額が妻の年間賃金額に応じて逓減するようにされたため，いわゆる逆転現象は生ぜず，就労抑制のわなの機能は弱まった。ただし，現実には誤解に基づいて，年間の賃金額が所得税の配偶者控除に係る上記の基準額を超えないように就労時間を調整する者がかなりいるといわれている（樋口［12］90頁）。また，妻の年間賃金額が上記の基準額を超えれば，妻自身の賃金にも所得税が課されるようになることも，就労時間の調整の原因のひとつであると考えられる。

上記の配偶者手当や税制の基準額（いわゆる「100万円の壁」）の方が第3号被保険者制度の基準額130万円より低いため，むしろ前者の方が主婦の就労時間調整の要因になっている可能性がある。労働省の平成2年『パートタイム労働者総合実態調査報告』の第41表によると，短時間勤務のパートで働いている女性のうち「本人の所得税以外の理由で収入調整する」と答えた者は28.1%であるが（なお，「就業調整を行わない」と答えた者は55.2%である。），そのうち配偶者控除や配偶者特別控除がなくなるからと答えた者が77.6%，配偶者手当がもらえなくなるからと答えた者が38.3%であるのに対し，健康保険（厚生年金を含むと考えられる。）の加入義務が生ずるからと答えた者は38.8%であり，総数に対する後者の割合は10.9%にしかすぎない。

III 第3号被保険者制度の改革案

第3号被保険者制度を批判する意見はかなり多いが，それに代わる具体的な提案をしているものは必ずしも多くはない。しかし，ある制度に問題があっても，それを批判するだけでは不十分である。なぜならば，現行制度の問題点を解決する適切な代替案がない場合があるし，あっても現行制度と比べて問題が多かったり，国民の合意が得られないような現実性を欠く案であることがあるからである。そこで，以下では，第3号被保険者の制度を改革する幾つかの案のメリット・ディメリットについて検討し，今後のこの問題について議論する場合の素材を提供したい。

指摘されている第3号被保険者制度の問題を解決する案としては，次のようなものが考えられる。すなわち，被用者の被扶養配偶者については，①国民年金の任意加入者とする，②国民年金の強制加入者とし，保険料も全額納めさせる，③国民年金の強制加入者とし，年収が一定額以下の者の保険料を免除する，④第3号被保険者制度は維持するが，年収130万円という基準額を引き下げる，⑤第3号被保険者であるパートタイム労働者に厚生年金を適用する，⑥基礎年金の財源調達方式を保険料方式から税方式に改める，などである。

（1） 国民年金の任意加入者とする案

この案によれば，被用者の被扶養配偶者は年金権を取得したければ国民年金の保険料を納めればよく，保険料を納めている単身または共働きの女

性と均衡がとれる。また，前述した就労抑制のわなの問題も生じない。しかし，次のような問題がある。

①1985年の改正法がその解消を目指した女性の無年金の問題が再び発生する。1986年前において，被用者の被扶養配偶者の約3割は任意加入していなかったといわれるが，現在の第3号被保険者数の3割は約360万人に達する。②国民年金の定額保険料は逆進的であり，賃金額の低い被用者世帯にとって負担が重くなる。したがって，低賃金の世帯の妻ほど無年金者になる可能性が高い。自営業者等の世帯については所得把握が困難であるため定額保険料でもやむを得ないが，所得額が明らかな被用者世帯は本来応能負担の定率保険料が望ましい。③厚生年金の被保険者が負担する最低の保険料額は，月額7590円（9万2000円×16.5%×1/2）であり，厚生年金の被保険者はこの額を納めれば基礎年金のほか厚生年金も受けることができる。他方，被用者の被扶養配偶者は月額1万1700円の国民年金の保険料を納めても，基礎年金しか受けることができず，この面で矛盾が生ずる。これに対し，このような低賃金の女性は少ないとする反論がなされているが（城戸［3］47頁），同じ論者はパートタイム労働者にも厚生年金を適用することを提案しており（城戸［4］92頁），それが実施されれば数は多くなる。④もともと1985年の改正法は，図に示したように，夫の厚生年金の定額部分と加給年金を，夫と妻の基礎年金に分割したものであり[18]，給付を（基礎年金についてのみ）世帯単位から個人単位にしたものである。したがって，収入の少ない妻は夫の保険料納付で基礎年金を受けることができるとする第3号被保険者の制度は，もともと厚生年金の被保険者である夫の保険料に基づき支給されていた老齢年金の一部を妻名義の年金に変えたものであり，従前のものを引き継ぐ当然の制度であった。これを再び改めて，収入の少ない妻でも国民年金の保険料を納めなければ基礎年金を受けられないようにするのは，国民の信頼を著しく損なうことになるのではないかという問題が生ずる（有岡［1］55頁も同旨）。

（2）　国民年金の強制加入者とし保険料を全額徴収する案

この案によれば第3号被保険者制度について指摘されている上記のふたつの問題を解決することができるほか，女性の無年金の問題も理論的には生じない。しかし，上記（1）の案について指摘した②～④の問題が生ずるほか，強制加入がどれほど実行できるかという問題がある。現在と同じく自主納付ということになれば，無年金者が相当程度発生するおそれがある。妻がパートタイム労働をしていればその賃金から保険料を天引きするという方法も考えられるが，実行可能性がどれだけあるかという問題があるほか，専業主婦にはこの方法は適用できない。また，夫の賃金から妻の国民年金保険料を天引きするということも提案されているが（八田・木村［11］220頁），雇用関係が全くない妻の国民年金保険料を夫の事業主に徴収させる根拠が問われよう。また，妻の保険料を夫の賃金から強制的に徴収することも，果たして妥当なものか十分な検討を必要としよう。この案の最大の難点は保険料負担が逆進的になるということであり，夫の賃金の低い世帯ほど妻分の定額保険料の負担が重くなる。

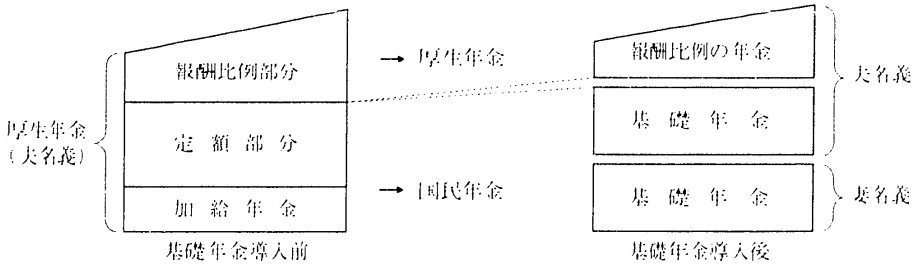

図　基礎年金の導入による年金権の分割

（3） 国民年金の強制加入者とし，年収が一定額以下の者の保険料を免除する案

この案は，第3号被保険者制度について指摘されている問題を解決することができるが，この案の最大の難点は，免除されれば年金額が低くなってしまうことである。1995年度の老齢基礎年金額は月6万5458円であるが，全期間免除されると，その3分の1の2万1819円になってしまう。また，世帯全体でみると，夫は被用者であるため通常は妻分の保険料の負担能力はあると考えられるのに，保険料を免除する根拠を問われよう。

（4） 第3号被保険者制度は維持するが，年収130万円という基準額を引き下げる案

この案は，年収130万円という基準額を例えば80万円に引き下げて，国民年金の保険料を納めないで年金を受け得る者を少なくすることをねらいとしている。また，第3号被保険者になれるか否かの基準額が低ければ，パートタイム労働による収入をその範囲内にとどめようとする努力は無理となり，第3号被保険者制度の就労抑制効果を低下させることも期待できる。

しかし，この案では，専業主婦や80万円未満の収入のある者については問題の解決にならず，次のような問題もある。第1に，所得税も課されないようなこのような低い収入について，どのように把握できるかという実行上の困難がある。第2に，被用者の妻が第3号被保険者になれる基準額130万円は被用者医療保険の被扶養者になれる基準額と同じであり，後者について前者にならって基準額を引き下げると，大きな問題が生ずる。すなわち，後者の基準額を引き下げると，低収入の者が被用者医療保険から国民健康保険に移ることになり，ただでさえ悪いその財政を更に悪化させる。

（5） 第3号被保険者であるパートタイム労働者に厚生年金を適用する案

現在，厚生年金は，1日または1週の所定労働時間及び1箇月の所定労働日数が，当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上に達する者に対してしか適用されていない。したがって，例えば通常の1週の労働時間が40時間である事業所では，1週30時間未満のパートタイム労働者は厚生年金の適用を受けることができず，これらの者のうち年収が130万円未満の被扶養配偶者は第3号被保険者となる。これら第3号被保険者であるパートタイム労働者に厚生年金を適用するようにすれば，第2号被保険者となって自ら保険料を納めるようになり，第3号被保険者制度について指摘されている問題はこれらの者については解消する。

しかし，この案では専業主婦について問題は解消されない。また，すべてのパートタイム労働者に厚生年金を適用することは（丸山[14]291頁），妥当でもなく可能でもない。パートタイム労働の形態は千差万別であり，例えば就労時間の極めて少ない者について厚生年金の保険料（最低月額7590円）を労使双方から徴収するようなことはできないからである。

なお，現在の厚生年金適用の4分の3という労働時間（日数）に係る基準を引き下げる[19]とともに，それでも厚生年金が適用できないパートタイム労働者については，上記の（1）―（4）のいずれかにするという案も考えられる。しかし，やはり（1）―（4）で指摘した問題点は残る。

（6） 基礎年金の財源調達方式を保険料方式から税方式に改める案

現在基礎年金の費用の3分の1は国庫負担で賄われているが，これを全額国庫負担で賄うことにすれば，第3号被保険者制度について指摘されている問題はすべて解決する。それだけでなく，現在大きな問題として取り上げられている国民年金制度の空洞化，すなわち第1号被保険者である自営業者等の国民年金未加入や保険料滞納の問題も解決する。

しかし，この案の最大の問題は，国庫負担が膨大になるということであり，どのようにしてそれを調達するかが大きな課題となる。厚生省の推計によれば，1994年度の基礎年金の国庫負担額は3.9兆円であったが，これを全額国庫負担にすると10.7兆円必要となる。2025年度には，国庫負担率3分の1の場合は8.1兆円（1994年度の価格。

以下同じ。）であるが，全額国庫負担の場合は23.9兆円必要となる（厚生省年金局数理課［5］229頁，第5-18図）。我が国においては増税について国民の理解を得ることが極めて困難であると考えられるが，果たしてこれほどの額の租税収入を確保することができるか疑問なしとしない。

また，社会保険方式と税方式とでは長所と短所があるが（堀［13］48-49頁），一般的には社会保険方式の方がメリットが多い。これが我が国で社会保険を中心に社会保障制度が構築されてきた理由である。これを，基礎年金について税方式に変えるには慎重な検討が必要とされよう。なお，第3号被保険者制度の問題を解決するためには，国庫負担率を2分の1ないし3分の2に引き上げるだけでは足りず，全額国庫負担にしなければならないことに留意する必要がある。

以上の案のうちどの案を採るべきかは更に検討を深める必要があるが，パートタイム労働者にできる限り厚生年金を適用するとともに，年収130万円という第3号被保険者の基準額を引き下げる（ただし，被用者医療保険の被扶養者の基準額は引き下げない。）のが現実的ではないかと筆者は考えている。

Ⅳ　おわりに

「専業主婦は共働きの主婦と比べて公的年金で得をしている」とマスコミ等に訴える動きがあるが，それは，その論者の意図に反して，ますます被用者の妻を第3号被保険者の地位にとどめさせる可能性がある。しかも，専業主婦は公的年金で得をしていると説く論調は，以下の3つの点で問題があると筆者は考えている。

第1に，社会保障は，本来社会連帯に基づく助け合いの仕組みであり，等価交換原則に基づく損得勘定とは別の次元の制度である。社会保障の一部をなす社会保険が「拠出は能力に応じ，給付はニーズに応じ」という基本原理に忠実に構築されるならば，損をする者と得をする者が必ず出てくる。公的年金は，（社会）保険として，このようなニーズ原則だけでなく，貢献原則に基づく部分があることは確かである。しかし，公的年金は，基本的に就労世代がその負担能力に応じて引退世代の老後の生活を支える仕組みであり，これもやはり損得勘定とは別の原理（世代間の順送り扶養）に基づいている。公的年金のこの面を抜きにして，単に損得勘定だけで制度を判断し，一般の人々に訴えていくのは，公的年金ひいては社会保険・社会保障について誤った考えを人々に植え付けるのではないかと筆者は恐れている。

第2に，専業主婦が常に得であるとは限らないことを，これらの論者は国民に十分説明していない。例えば，共働きの妻が障害者になったときは障害基礎年金のほか障害厚生年金を受けることができるのに，専業主婦には障害基礎年金しか支給されない。また，共働きの妻の方が死亡すると，夫には遺族厚生年金が支給されることがあるのに，専業主婦が死亡してもその夫には何の給付もない。駒村［6］138頁は，この問題について，妻が第3号被保険者になる場合と第2号被保険者になる場合とではカバーするリスクの範囲が異なるのに，特定の状況を前提にして損得を計算するのは妥当ではないと，正当な指摘をしている。

第3に，専業主婦であることの金銭的な損得は，単に公的年金だけで判断すべきではなく，就労による収入等を含めた全体で考えるべきものである（坂口［7］25頁も同旨）。ある推計（丸山［14］281頁，表1）によれば，女性は就労すればするほど，また就労形態がパートタイムであるよりもフルタイムである方が，その生涯可処分所得（原文では，「可処分生涯所得」という語を用いている。生涯にわたる賃金，年金等の総額から税及び社会保険料の総額を控除した額）の絶対額が大きいことを示している[20]。この推計が正しいとすれば，専業主婦は得をしているとマスコミ等に訴えることは，被用者の妻を第3号被保険者の地位にとどめさせることによって，それらの者の生涯可処分所得を低めさせる可能性がある。

第3号被保険者制度の廃止は，働くことによって高い賃金と年金が期待できるエリートの女性――特に，大学教員という家族的責任と就労とを両立させやすい職に就いている女性――によって

強く唱えられている。しかし，我が国の大多数の女性にとっては必ずしもそのような高い賃金を期待できるとは限らず（Ⅰで述べたように，厚生年金の女性被保険者の標準報酬月額は男性被保険者の約6割にしかすぎない。），しかも女性は依然として多くの家事，育児，介護等の家族的責任を負っている。これらの論者の主張の背後には女性もフルタイムで就労すべきであるという価値観があるように思われるが，上記のような状況の下で女性がフルタイムで就労することは，むしろ女性にとって不利になる。現在女性のフルタイムの就労率が男性と比べて低くなっている[21]のは，これらの論者が主張しているように専業主婦に有利な制度があるからというよりも，主婦が多くの家族的責任を負っているからであるように筆者には思われる[22]。

専業主婦に有利な制度を廃止することによって，専業主婦もフルタイムで就労するように仕向け[23]，家族的責任の男女平等化を促進するという戦略も考えられないわけではない。しかし，女性の就労率の高い欧米諸国においてさえ，家族的責任の男女平等化が必ずしも達成されていないことを考えると，この戦略がどこまで有効か疑問がある。社会保障をはじめとする公的な制度は，現実の社会経済の状態を前提に構築せざるを得ないのであり，女性の就労状況，家族的責任の男女平等化の状況等に応じて制度を漸進的に見直していくという戦略の方が，筆者には妥当であるように思われる。

本稿は，第3号被保険者制度について，従来論じられているのとは別の観点に立って検討を加えたものである。今後この制度を検討するに当たっては，本稿で検討した代替案を踏まえながら，単に特定グループの利害だけでなく，社会保障としての公的年金の役割を考慮しつつ，多面的かつ冷静に論じられることを望みたい。

※ 本稿の一部をのちに，拙稿「第三号被保険者制度と損得」『週刊社会保障』1995年10月9日で紹介した。

注

1) 国民年金の被保険者は，被用者年金（厚生年金及び共済年金）の被保険者である第2号被保険者，第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者，それ以外の自営業者，無業者等である第1号被保険者及び任意加入者に分けることができる。第1号被保険者及び任意加入者は，国民年金の保険者に定額（1995年度月額1万1700円）の保険料を納める。第2号被保険者は，標準報酬月額に対する定率（厚生年金は現在16.5%。労使折半）の保険料をそれぞれ厚生年金及び共済年金の保険者に納め，それをプールした中から被保険者（第2号被保険者）分及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）分として1人当たり定額を国民年金の基礎年金勘定に拠出する。したがって，第3号被保険者は，自らは保険料を納めることなく，国民年金から基礎年金を受けることができる。

2) 第3号被保険者は必ずしも専業主婦とは限らない。パートタイム，自営などで働いていて専業主婦でなくても，年収が130万円未満であれば第3号被保険者となり得る。就労収入，財産収入などが年130万円以上ある者は，第2号被保険者によって扶養されていても，第3号被保険者になることができず，第1号被保険者として保険料を自ら納めなければならない。また，男性であっても，被用者年金の被保険者である妻によって扶養されていれば，第3号被保険者になる。ただし，専業主婦が第3号被保険者の典型であるので，以下第3号被保険者の代表として専業主婦ということがある。また，被用者の被扶養配偶者または単に（被用者の）妻ということもある。なお，第1号被保険者の妻が専業主婦であっても第3号被保険者にならず，第1号被保険者として保険料を納めなければならない。

3) 厚生年金と共済年金は現在ではほぼ同じような制度になっており，しかも被用者年金の被保険者数に占める厚生年金の被保険者数の割合が84.8%となっているので（厚生省年金局数理課［5］203頁，第5-4表），以下厚生年金についてのみ述べる。

4) 第3号被保険者制度に批判的な論稿として，城戸［3］［4］，八田・木村［11］，丸山［14］，八代・大石［15］などがある。これらの論文の批判の理由等は共通していることが多いので，本文でその批判の理由等を紹介する際，独自の意見を述べている場合を除いて，出典を明記しない。

5) ここで「保険数理的な均等関係」というのは，例えば，人間の寿命には長短があるため年金受給期間に個人間で差が生じ，したがって個々人をとってみれば必ずしも納付保険料総額と受給年金総額とは等しくならないが，確率的にみるとそれが等しい関係にあることをいう。この計算に当たって，納付保険料総額には利子が加算され，受給

年金総額は利子率で割り引かれた一定時点での現価での比較がなされる。

なお，金子・田近［2］410頁以下及び八代・大石［15］57頁は，公的年金においても保険数理的に公平(actuarially fair)になるように制度を構築すべきことを示唆しているが，保険数理的公平性は実質的な公平性や妥当性を保障するものではないことに留意する必要がある。なぜならば，例えば，ある世代と別の世代との納付保険料総額と受給年金総額が全く同じ額だとしても，その世代間で年金受給開始後の物価上昇率が異なっていれば，受給年金総額の実質価値が異なってしまうからである。実質的な生活保障をせざるを得ない公的年金は，このように単純に保険数理的な均等関係が達成されるというだけでは，その目的を達成することができないのである。

6) なぜならば，給付反対給付均等の原則が守られないならば，確率的にみて損をする人と得をする人が生じ，任意加入の私的保険では損をする人は加入しなくなり，保険が成り立たなくなるからである。これに対し，社会保険は原則として強制加入であり，損をする人にも強制的に保険料を納めさせることができるため，必ずしも給付反対給付均等の原則が守られなくても保険は成り立つ。

なお，第3号被保険者問題に関する論稿の多くは，社会保険と私的保険との最大の違いがこの給付反対給付均等の原則が守られるべきか否かにあることを認識していない。このような中にあって，駒村［6］151頁以下だけが正しく認識している。

7) ただし，男性は女性と比べて一般的に早く死亡するため，男性の保険料納付に基づいて支給される遺族年金の方が女性のそれよりも多く支給される。しかし，老齢年金を含めた全体ではやはり女性の方が有利になっていると考えられる。現に，1980年の財政再計算における厚生年金の平準保険料率は，老齢年金だけでなく障害年金及び遺族年金を含めて計算されているが，男性が19.1%，女性が26.4%であった（厚生省年金局数理課［5］64頁，第2-24表)。もっとも，その後の改正で女性の老齢年金の支給開始年齢が引き上げられているので，このような平準保険料率の格差は縮小している可能性がある。

8) 第3号被保険者制度（の一部）を正当化する論拠については，有岡［1］，駒村［6］，坂口［7］，年金政策研究会［9］などを参照。無署名ながら，「女性と年金」『ねんきん』1993年10月は，第3号被保険者制度廃止論の問題点を的確に指摘している。

9) むしろ，専業主婦の妻がいる場合はその扶養負担分夫の保険料負担能力が低下するため，その保険料額を低くするのが妥当であるともいえる。したがって，保険料額算定基礎としての標準報酬月額について配偶者扶養控除を認めることを検討する必要がある（この場合，年金額算定基礎としての標準報酬月額につき，控除する前か後かいずれの額を用いるかという問題がある。)。扶養児童がいる場合も，保険料額の算定に当たって児童扶養控除を認めることは，少子化対策にもなろう。

10) また，この論文は，共働き世帯は片働き世帯と比べて出費が余計にかかることを指摘している。この問題に対しては，保険料額算定基礎としての標準報酬月額について1人当たり定額の給与所得控除を認めることで，問題の解決を図ることができるであろう（この場合も，年金額算定基礎としての標準報酬月額につき，控除する前か後かいずれの額を用いるかという問題がある。)。

11) 駒村［6］153頁は，所得分割方式による妻の年金権の確立という観点から，世帯単位の所得を保険料拠出の基準にし，個人単位の年金権を確立すべきだと説いている。なお，同論文139頁以下は，年金について個人単位化を主張する論者が，2階部分の老齢年金または遺族年金について所得分割方式という世帯単位の保険料負担を唱えているという矛盾をおかしていることを指摘している。

また，これらの論者の一部は，第3号被保険者である妻の国民年金保険料を夫の賃金から徴収すべきであると主張しているが，これも個人単位化の主張と矛盾している。

12) 1階部分の基礎年金はニーズ原則に基づいているとはいっても，年金額は保険料納付期間に比例して算定され，かつ，保険料免除期間の年金は減額されるという点では貢献原則に基づいている。これは，社会保険方式の下において保険料の納付を確保する必要があるからである。

13) 1994年3月末の女性の第2号被保険者数1264万人に女子雇用者中の有配偶率57.8%（総務庁統計局『労働力調査年報　平成5年』1994年）を乗じて推計した。なお，有岡［1］55頁は，500万人と推計している。

14) 八田・小口［10］120頁は，明確に公的年金による所得再分配を否定している。

15) 第3号被保険者の問題を離れて，一般的に公的年金を私的年金のように変えるべきであるとする意見がある。しかし，私的年金は，①任意加入なのですべての国民が年金を受けられるとは限らない，②無所得者・低所得者は不十分な額の年金しか受けられない，③リスクの高い者（例えば，長生きする女性）の保険料額は高くなる，④既発生のリスク（例えば，加入前の障害・死亡）に対し給付を行うことができない，⑤年金給付の範囲が狭く，かつ，その水準が低くなりがちである，⑥リスクの高い者が多く加入して保険財政を悪化させるという逆選択の問題が生ずる，⑦資力がありながら加入せず，老後になって公費に頼る者

が出てくる，⑧販売促進費等の管理費が高くなる，⑨賦課方式の公的年金から積立方式の私的年金に移行するときに二重の負担が生ずる，などの問題がある。それだけでなく，私的年金は，積立方式を採らざるを得ないため，賦課方式の公的年金と違って，物価の上昇等に応じて年金額をスライドすることができないという致命的な欠陥をもっている。すなわち，私的年金はインフレーション等の経済変動に極めて弱く，生活保障という年金の目的を達成できるかどうか必ずしも分からない。また，公的年金は，社会保障の一環として，国民が老齢，障害及び生計維持者の死亡というリスクに直面したときに，給付反対給付均等の原則にとらわれずに，社会的に妥当であると考えられる政策判断を加えることにより，国民の生活を実質的に保障することができる。

公的年金を私的年金化すべきだとする論者は，経済変動について極めて楽観的であるように思われる。しかし，保険料納付期間が約40年，年金受給期間が約20年という超長期にわたって（しかも，公的年金が永続するものとすれば永久に），大きな経済変動がないと仮定する私的年金化の提案は現実性をもたない。このことは，60年前から現在までの間に，第二次世界大戦後や石油危機時のハイパーインフレーション，積立方式の厚生年金基金の財政を脅かしている現在の低利子率等の大きな経済変動があったことを想起すれば十分である。

16) 樋口［12］による実証研究によれば，パートタイムの主婦は，賃金率を抑制することよりも就労時間を調整することによって，本文で後述する所得税の配偶者控除の基準額を超えないよう年間賃金額を抑えているとされる。

17) なお，配偶者控除及び配偶者特別控除の制度は妻の「内助の功」を評価するものであるとして否定的に評価したり（丸山［14］276頁），その廃止を主張する意見があるが，制度導入や改正の経緯，逆進性の問題等は別として，この制度は配偶者分の扶養負担を考慮した担税力に応じた課税を行おうというもので，その限りでは合理的なものである。

18) この改正に関連して，城戸［3］46頁は，片働き世帯の年金額は改正前も改正後もほぼ同じであるが，単身の男性については妻分の基礎年金がなくなるため，保険料額をその分減らすべきではなかったかと批判している。しかし，「拠出は能力に応じ，給付はニーズに応じ」という原則からすれば，単身者と片働き世帯の標準報酬月額が同じであれば同じ額の保険料を納めさせ，基礎年金は受給者数が1人と2人という違いがある以上その数を違わせるのは当然である。

なお，この基礎年金の個人単位化は，単に女性の年金権を確立するというだけでなく，過剰給付を削減するというねらいもあったことに留意する必要がある。すなわち，従来の厚生年金は妻の分を含めて夫婦2人分の年金を夫に支給するという考えで給付水準が立てられていたため，単身者には2人分の，国民年金任意加入の妻がいる世帯には3人分の，共働き世帯には4人分の年金が支給されていた。基礎年金を夫婦2人分に分化させた結果，前二者についてはそれぞれ1人分の基礎年金を削減し，共働き世帯については2人分の基礎年金を削減することとしたわけである。

19) 雇用保険は，1990年の改正法により，1週の所定労働時間が20時間以上30時間未満のパート労働者（短時間労働者）にも適用されるようになった。

20) 丸山［14］283頁は，就労するか否かの損得を「可処分費用便益比率」で判断している。この比率は，生涯可処分所得額の生涯負担額に対する比率である。生涯可処分所得額とは，生涯収入額（生涯にわたる賃金，年金，医療給付，配偶者控除及び配偶者特別控除による利得ならびに企業から支給される配偶者手当による収入の総額）から生涯負担額（生涯にわたる税及び社会保険料による負担の総額）を控除した額である。しかし，この損得をこのような比率で比較するのには問題がある。例えば，生涯収入額が1億円で生涯負担額が2000万円の者の可処分費用便益比率は4であり，生涯収入額が1億5000万円で生涯負担額が5000万円の者のこの比率は2で前者より不利であるが，生涯可処分所得額は前者が8000万円，後者が1億円で前者より有利となる。筆者は，就労するか否かの損得は，上記のような比率（可処分費用便益比率）ではなく絶対額（生涯可処分所得額）で判断するのが妥当であると考えている。

なお，丸山［14］281頁の表1によれば，第3号被保険者の年金収益比率（生涯の年金受給額の生涯の年金保険料納付額に対する比率）は働いている女性と比べて高いが，年金制度による純受給額（生涯の年金受給額から生涯の年金保険料納付額を控除した額）では第3号被保険者の方が働いている女性よりも低くなっている。すなわち，前提や計算方法いかんにもよるが，年金制度においても第3号被保険者でいるよりも働いた方が得になることがあることを示している。

21) 男女で労働力率が77.8%と50.2%と違い，雇用者に占める常雇の割合も男女で94.6%と81.7%と違っている（総務庁統計局『労働力調査年報　平成6年』1995年）。

22) 総理府の1989年の「女性の就業に関する世論調査」によれば，女性の就業を困難にしている理由としては，育児58.6%，老人や病人の世話48.7%などが最も多くなっている。このほかの家族的責任としては，家事24.1%，子供の教育24.7%などがある。

23) 有岡［1］55頁は，このように専業主婦を労働市場にあぶり出せば，氷河期といわれた1994年の女性の就職状況を考えると，ほとんどが低賃金のパートタイム労働になるという問題点を指摘している。ただし，我が国は長期的には労働力不足になると考えられるので，将来はこの戦略が有効となることも考えられる。

引用文献

［1］ 有岡二郎「年金改革を追う 11 専業主婦からの保険料徴収は時間をかけて」『月刊福祉』1994年11月

［2］ 金子能宏・田近栄治「厚生年金の財政と世代間負担——フェア年金の構想」『季刊・社会保障研究』Vol. 30, No. 1, Spring 1995

［3］ 城戸喜子「被扶養の妻の基礎年金保険料」『週刊社会保障』No. 1750, 1993年7月26日

［4］ 城戸喜子「年金財政の課題と将来」『週刊社会保障』No. 1850, 1995年8月7/14日

［5］ 厚生省年金局数理課監修『年金と財政』，法研，1995年

［6］ 駒村康平「サラリーマン世帯における妻の労働供給と年金保険料について」(財) 長寿社会開発センター『高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業の調査研究報告書』1994年

［7］ 坂口正之「第三号被保険者の保険料負担問題」『週刊社会保障』No. 1768, 1993年12月6日

［8］ 宍戸伴久「年金制度」社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』，東京大学出版会，1989年

［9］ 年金政策研究会「女性の年金何が問題か！」『週刊社会保障』No. 1738, 1993年5月3日

［10］ 八田達夫・小口登良「年金改革——市場収益率方式への移行」社会保障研究所編『リーディングス日本の社会保障 3 年金』，有斐閣，1992年

［11］ 八田達夫・木村陽子「公的年金は，専業主婦世帯を優遇している」『季刊・社会保障研究』Vol. 29, No. 3, Winter 1993

［12］ 樋口美雄「税・社会保険料負担と有配偶女性の収入調整」(財) 長寿社会開発センター『高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業の調査研究報告書』1994年

［13］ 堀 勝洋『社会保障法総論』，東京大学出版会，1994年

［14］ 丸山 桂「女性の生涯所得からみた税制・年金制度」『季刊・社会保障研究』Vol. 30, No. 3, Winter 1994

［15］ 八代尚宏・大石亜希子「女性の年金権と就業」『日本年金学会誌』第13号，1993年

［16］ Hedin, Bernt, *Growing Old in Sweden*, the Swedish Institute and the National Board of Health and Welfare, 1993.

［17］ Poske, Dieter, "Jurisprudence of the Federal Constitutional Court Concerning the Equality of Men and Women in the Pensions Insurance Law of the Federal Republic of Germany," *International Social Security Review*, 34 (2), 1981.

（ほり・かつひろ 上智大学教授）